(o)「非紛争締約国」とは、投資紛争の当事者でない締約国をいう。
(p)「裁判所」とは、日本国については裁判所を、アルメニア共和国については一般司法裁判所又は行政裁判所をいう。
(q)「ＩＣＳＩＤ」とは、投資紛争解決国際センターをいう。
(r)「ＩＣＳＩＤ追加的制度規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。
(s)「ＩＣＳＩＤ条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。
(t)「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。
(u)「ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則」とは、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。

第二条　内国民待遇

1　一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定は、一方の締約国が、自国の領域における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

第三条　最恵国待遇

一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

この条に規定する待遇には、国際協定に規定する国際的な紛争解決のための手続又は制度を含まない。

第四条　一般的待遇

一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく外国人の待遇に関する最低基準（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

第五条　裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、当該他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第六条　特定措置の履行要求の禁止

1　いずれの一方の締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。
(a)　一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
(b)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
(c)　自国の領域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは企業から物品若しくはサービスを購入すること。
(d)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
(e)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
(f)　輸出又は輸出のための販売を制限すること。
(g)　特定の国籍を有する者を役員、理事又は取締役に任命すること。
(h)　技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の自然人又は企業に移転すること。
(i)　当該投資家と自国の領域内の自然人又は企業との間で任意に締結されるライセンス契約（既に締結されたものかどうかを問わない。）について次の事項を採用すること。ただし、当該一方の締約国が政府の権限の行使として、次の事項の要求を課し、又は次の事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合に限る。この(i)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転に関するライセンス契約をいう。
(i)　当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額
(ii)　当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間
(j)　自国の領域に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。
(k)　一定の数又は割合の自国民を雇用すること。
(l)　自国の領域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。
(m)　当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給すること。

2　いずれの一方の締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めることができない。
(a)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
(b)　自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは企業から物品を購入すること。
(c)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
(d)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
(e)　輸出又は輸出のための販売を制限すること。

3　(a)　2のいかなる規定も、一方の締約国が、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の領域において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。
(b)　1(h)の規定は、貿易関連知的所有権協定に反しない態様で行われる知的財産権の移転に関する要求である場合には、適用されない。
(c)　1(h)及び(i)の規定は、競争法の違反に係る救済措置として裁判所又は競争当局が1(h)及び(i)に規定する事項の要求を課する場合又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用されない。
(d)　2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であって、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

4　1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

第七条　適合しない措置

1　第二条、第三条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。
(a)　次の機関により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であって、附属書Ⅰの締約国の表に記載するもの
(i)　締約国の中央政府
(ii)　日本国の都道府県又はアルメニア共和国の地域
この条の規定の適用上、「地域」とは、マルズ又はエレバン市をいう。
(b)　(a)(ii)に規定する都道府県又は地域以外の地方政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置
(c)　(a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新
(d)　(a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第二条、第三条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）